

NEWSWAVE

~ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ~

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

個人が法人に資産を無償譲渡した場合 贈与側はみなし譲渡所得課税に注意!

個人が法人に資産を無償で贈与する、例えば、社長が、自分が所有する土地を会社に贈与するケースは珍しくない。社長が会社に土地を贈与することだから、資産を譲り受けた会社に税金が発生するのは想像できるが、贈与する側の社長には税金がかからないように思える。

しかし、資産を個人が法人へ贈与した場合には、その時の資産の時価に相当する金額で譲渡があったものとみなすという規定が所得税法 59 条にある。いわゆるみなし譲渡所得課税と呼ばれるものである。例えば、社長の土地の購入時の価額が 2000 万円で、贈与時の時価が 3000 万円であれば、3000 万円から 2000 万円を差し引いた値上がり益の 1000 万円が譲渡所得となり、税金が発生することになる。

一方で、会社の取扱いだが、法人が贈与を受けた場合には、その無償で譲り受けた財産の時価相当額を受贈益を認識する必要あり、その取得した事業年度の益金の額に算入する必要がある。上記の例では、社長所有の土地の時価が 3000 万円だから、法人は 3000 万円を受贈益を認識しなければならない。

法人税法上、法人が他の者と取引を行う場合には、有償無償を問わず、全ての資産は時価によって取引されたものとみなして課税所得を計算するというのが原則的な取扱いになっている。

したがって、個人が無償で譲渡した場合は、通常の譲渡だったら収入となっただろう金額 = 時価をその法人の益金の額に算入 (収益) する必要がある。

内定学生に対するオワハラ自粛を要請 塩崎大臣 学生も企業も納得の良縁を

来年 (2016 年) 3 月卒大学生の採用選考活動解禁 (8 月 1 日) に先立って、塩崎厚生労働大臣は内定学生に対し就職活動の終了を強要する、いわゆる「オワハラ」(就活終われハラスメント)を行わないよう、企業に対して要請したことは異例ともいえる出来事だった。

塩崎大臣の真意は「学生が納得しないまま就職しても、学生側、企業側ともに良い結果につながらない可能性があることも含めて、企業の理解を求めたい」と述べ、今後は厚生労働省が作成した企業向けの周知リーフレットを用いて、全労働局を通じ周知徹底を進めるという。

「オワハラ」は今年暮れに発表される「流行語大賞」の一つに間違いなくノミネートされるだろうと言われる程、就活大学生の間で流行っている新語。それだけに就職支援・企業への周知徹底などについて大学生等の採用選考活動が山を迎え、誰もが希望する就職を実現できるようエールを送りたいのが人情だ。

そのためには就活の終了を強要するようなハラスメント的な行為、いわゆる「オワハラ」を企業側が行わないように留意してほしいと塩崎厚労相が釘をさすのも一理ある。

厚労省は企業向けの周知リーフレットで企業への周知徹底を図るように指示したがやや出遅れた。学生も企業も納得しないまま就職しても Win-Win の良縁は築けまい。



弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております!!
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAX の印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAX を返信頂ければ次週より配信を停止致します。